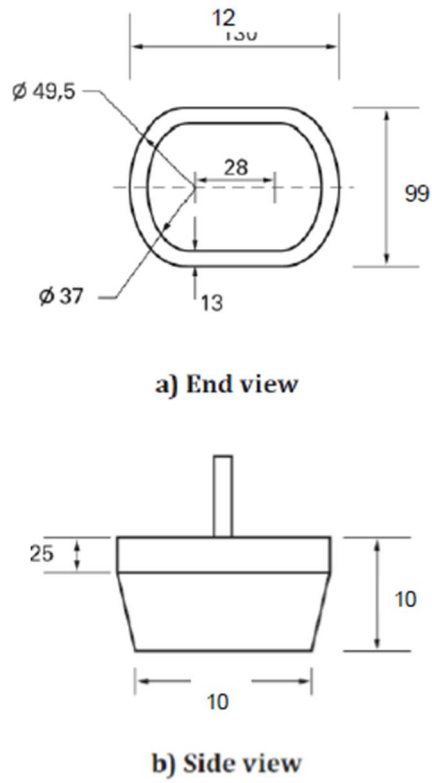
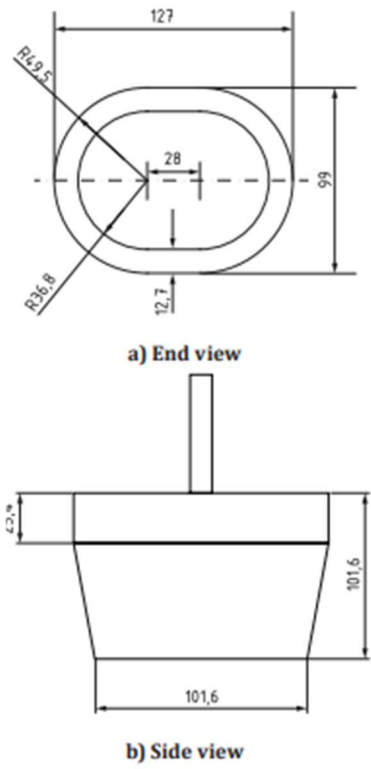


頁	誤	正
	(第 1 部 機械的及び物理的特性)	
24	4.5.1.2 この条項の要件事項は	4.5.1.2 この条項の要求事項は
32	4.10 裏打ちのない柔軟なプラスチック・フィルム及び包装で、面積が 100mm×100mm を超え、玩具に使用されるものは、以下のいずれかに従うものとする。	4.10 裏打ちのない柔軟なプラスチック・フィルム及びプラスチックバックで、玩具及び包装に使用されるものは、以下のいずれかに従うものとする。
34	4.11.3.3 自由端を持たず、かつ長さが 220mm を超えるが	4.11.3.3 自由端を持たず、かつ 5.11.2 に従って測定したときに長さが 220mm を超えるが
40	4.16.2.1 「閉める仕組」は、5.13.1 (閉める仕組) に従って試験したときに、45N 未満の力で開けることができるような種類でなければならない	4.16.2.1 「閉める仕組」は、5.13.1 (閉める仕組) に従って試験したときに、45N 以下の力で開けることができるような種類でなければならない
46	4.18.4.3 a) 5.15.1.3.3 a) から e) に従って試験したとき c) 5.15.1.3.3 a) から e) に従って試験したとき	4.18.4.3 a) 5.15.1.3.3 a) から d) に従って試験したとき c) 5.15.1.3.3 a) から d) に従って試験したとき
49	4.25 音響の要求事項 ガラガラには、4.25 e) の「C 特性ピーク音圧レベル」の要求事項が適用される。	4.25 音響の要求事項 ガラガラには、4.25 f) の「C 特性ピーク音圧レベル」の要求事項が適用される。
63	 a) End view b) Side view	 a) End view b) Side view
68	5.12.4 乗物玩具は、ハンドルを玩具が最も転倒しそうな位置に	5.12.4 乗物玩具は、操縦機構を玩具が最も転倒しそうな位置に
76	大型でかさばる玩具のための転倒試験(参考資料3参照)	大型でかさばる玩具のための転倒試験

81	5.22.6.5 平面に吸盤を固定するために糊を使用する場合は	5.22.6.5 (注)平面に吸盤を固定するために糊を使用する場合は
97	別紙Ⅰ (基準第 1 部 4.19)	別紙Ⅰ (基準第 1 部 4.20)
99	別紙Ⅱ (基準第 1 部 4.25)	別紙Ⅱ (基準第 1 部 4.33)
111	プローブの高さ(100mm)と底部の高さ(25mm)は、ISO 8124-4 で使用されている「胴体及び頭部プローブ」の形状と同じである。	プローブの高さ(101.6mm)と底面の高さ(25.4mm)は、ASTM F-963 と同じであり、ISO 8124-4 で使用されている「胴体及び頭部プローブ」の形状と近似のものである。
116	そうした「即席の発射体」であっても、4.18.2 e)で言及されている -	そうした「即席の発射体」であっても、4.18.3 e)で言及されている -
(第2部 可燃性)		
133	5.4.1.1 試験試料を <u>純水</u> に(2±0.5)分間浸して、すすぐ。	5.4.1.1 試験試料を <u>脱塩水</u> に(2±0.5)分間浸して、すすぐ。
(第3部 化学的特性)		
161	1.10 この基準の 2.12 項及び 2.7 項(2)(3)に定める試験方法による試験を行い、	1.10 この基準の 2.11 項及び 2.7 項(2)(3)に定める試験方法による試験を行い、